

1 - 8 財団法人青森県生活衛生営業指導センター

1 法人の概要

(平成18年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 山本 昭三	県所管部課名	健康福祉部 保健衛生課	
設立年月日	昭和58年3月30日	基本財産	5,160千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率	
	青森県	1,500千円	29.1%	
	青森県理容生活衛生同業組合	445千円	8.6%	
	青森県美容業生活衛生同業組合	384千円	7.4%	
	青森県社交飲食業生活衛生同業組合	350千円	6.8%	
	青森県料理飲食業生活衛生同業組合	310千円	6.0%	
	青森県旅館ホテル生活衛生同業組合	286千円	5.5%	
	青森県すし業生活衛生同業組合	247千円	4.8%	
	青森県公衆浴場業生活衛生同業組合	238千円	4.6%	
	青森県クリーニング生活衛生同業組合	237千円	4.6%	
青森県食肉生活衛生同業組合	234千円	4.5%		
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	11名	1名	県OB1名
	監事	2名	名	
	職員数	4名	3名	県OB1名
業務内容	理・美容業、クリーニング業等の生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談と指導、同営業に関する利用者又は消費者の苦情処理及び苦情に関する営業者又は生活衛生同業組合の指導等			
経営状況 (平成17年度)	当期収入	34,432千円	(その他参考)	
	当期支出	34,350千円	補助金	28,367千円
	(うち事業費	11,541千円)	(うち県からの補助金	15,933千円)
	当期収支差額	82千円	受託事業収入	1,523千円
	当期正味財産増減額	6千円	事務代行費	3,800千円

2 沿革

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(昭和32年6月法律第164号。以下「生衛法」という。)で規定する飲食業、理・美容業、クリーニング業、ホテル・旅館業など18業種の営業を総称して、生活衛生関係営業(以下「生衛業」という。)と呼んでいる。

戦後の生衛業は、過当競争気味となり、生衛業の多くが経営基盤の脆弱な中小企業者であり、正常な経営が阻害されるとともに衛生措置の低下が憂慮されるようになったことから、昭和32年に環境衛生同業組合(のちに改名され「生活衛生同業組合」)や適正化規程等の過当競争防止策等を骨子とした「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」(生衛法の前身)が制定された。

同法の成立後、生衛業を取り巻く環境の変化を踏まえ、昭和54年には、経営の一層の健全化と利用者の利益を図ることを目的として、振興事業制度、標準営業約款制度、環境衛生営業指導センター(のちに生活衛生営業指導センター)制度等を内容とする法律の一部改正が行われた。

本県においては、昭和58年に当法人が設立され、国及び県からの補助金等により、生衛業の振興と利用者又は消費者の利益の擁護を図るため、各種事業を行っている。

3 課題と点検評価

(1) 役割

当法人は、生衛法に基づき、県内の生衛業の経営の健全化を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図るために設立された財団法人であって、都道府県に一を限って都道府県生活衛生営業指導センターとして指定されているものである。

一方、同じく生衛法に基づく組織として、生活衛生同業組合（以下「組合」という。）があるが、組合は、生活衛生関係営業者（以下「営業者」という。）が、自主的に、衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るため、政令で定める業種（理容業など18業種）ごとに組織することができるもので、本県には、青森県理容生活衛生同業組合をはじめとする10業種の組合が設立されている。なお、組合は、当法人と同様、衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化に関する指導を行っているが、その指導対象が組合員に限られるという点が、当法人と異なっている。

当委員会は、当法人の点検評価を行うに当たり、当法人の事業遂行に密接な関係のある組合の状況を踏まえることが重要と考え、公社等ヒアリングにおいて、組合の加入率等について確認した。その結果、それぞれの組合では、若者の組合離れや経営困難となった高齢者の脱退等に伴い、加入者及び加入率が年々減少傾向にあって、組合の組織力、指導力の低下が懸念されている状況にあることが確認されたところである。当法人は、相談・指導事業における生活衛生営業経営特別相談員（以下「特別相談員」という。）の選定や各種事業の周知等において、組合組織を活用していることから、組合の加入率の低下は、当法人の事業の実施や効果に影響が出ることが懸念されたところである。すなわち、当法人の事業は、区域内の全ての営業者を対象とするものであるため、組合組織を活用した事業展開のみでは、組合加入率の低い現状においては、事業実施の目的や効果が達成されないのではないかと懸念を抱いたのである。

組合加入率の向上策については、本来的には各組合が行うべきものであるが、各組合の自主的活動には限界があることから、当法人は、組合加入のメリット等を記載したリーフレットを作成したり、新規組合員の加入の促進を図るためのモデル事業を実施するなど、その取組を支援しているところである。当委員会としては、組合加入率の向上に当法人が関与する必要性は十分に理解している。しかしながら、当法人は、幅広く本県の営業者を対象として、経営の健全化等の指導を行う必要があるため、組合員数及び組合加入率が減少している現状を踏まえ、非組合員に対する事業のあり方等、今後の事業展開について検討する必要があると考える。

(2) 経営状況

当法人の行っている事業は、国及び県からの補助事業、(財)全国生活衛生営業指導センターからの受託事業並びに(財)理容師美容師試験研修センター青森県支部の事務代行であり、人件費及び事業費の財源のほとんど全てが補助金、受託事業収入又は事務代行費（以下「補助金等」という。）で賄われている。平成17年度についてみると、当期収入3,443万円のうち補助金等に係る収入は3,369万円（補助金2,837万円、受託事業収入152万円、事務代行費380万円）となっており、当期収入における補助金等の構成割合は約98%となっている。なお、その他の財源としては、雑収入29万円、賛助会員である組合からの賛助会費25万円、標準営業約款事業における手数料収入20万円があるにすぎない。

当法人については、平成16年度青森県公社等経営評価委員会評価結果等報告書において、「本法人の事業の大部分が生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく補助事業であるとはいえ、今後、ますます国や県の財政が厳しくなるがゆえに、補助金収入の逓減は避けら

れないので、本法人は、本法人の真摯な日常業務としての衛生施設改善と経営健全化の指導が会費収入増となり、経営活動の自主財源の確保に繋がることについての対応策を前向きに策定し、積極的に実施していくこと」と提言されているところである。

当委員会は、この提言の内容を踏まえ、当法人の点検評価を実施したところであるが、当法人の実施事業は、組合員のみを対象とするものではなく、その経費は国や県の補助金により賄われる構造となっており、人員もその業務量に応じて配置されているため、自主的に他の事業を行う体制にないこと。また、当法人は組合の連合会組織ではなく、組合は当法人の賛助会員としての位置づけであり、会費を徴収することは当法人の本旨ではないこと。更に、組合員への指導等は各組合において行われるべきものであり、そのためには組合自身が組織体制及び経営基盤を強化する必要があるため、現在の組合の状況では当法人に対する賛助会費の増額は困難なことについて確認したところである。以上のことから、当委員会としては、当法人は現状では提言に沿った対応を期待できる状況にはないと判断したところである。

当法人の経営は、上述したとおり、補助金等の収入の範囲内で行われているため、損失が発生することはない反面、国や県の予算に影響を受けやすく、事業内容に関する裁量の余地が少ない。このことから、現状では、当法人は、限られた人員及び予算の範囲内で、いかに効果的かつ効率的に事業を実施していくかが重要課題である。

(3) 業務執行状況

当法人の組織体制は、専務理事を含めた4名の役職員と1名の臨時職員となっている。予算的には小規模(事業費は全体でも1千万円程度)ではあるが、組織規模に比べ、非常に多くの事業を実施している。営業者の施設整備、経営、税務及び衛生等に関する相談・指導事業、消費者保護の観点から創設された「Sマーク」の掲示に関する標準営業約款事業、生衛業の振興と地域の活性化を図るための各業界のPR事業などの振興事業、更には(財)理容師美容師試験研修センター青森県支部の事務代行を行っている。事業の実施に当たっては、経営特別相談員、国民金融公庫職員、税理士等を活用しながら行ってはいるものの、公社等ヒアリングにおいて、当法人が自らも指摘しているように、現在の業務で手一杯の状態にあることがうかがえるところである。その一方で、当法人は、将来的には、他県にも見られるような営業者の経営再生支援体制を構築したいという構想を持っていることも確認したところである。

当法人の役職員のうち、専務理事を含む3名は経営指導員である。経営指導は当法人の最も重要な業務であり、経営指導員の専門性が最大限活用されることが、当法人の業務運営にとって必要なことと考える。当法人は、本来の目的(経営の健全化を通じて、生衛業の衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ること)を達成するため、多くの事業(事業の中の各種調査、研修会等を含めて)を行っているが、本来の目的の達成に対し、それぞれの事業が効果的に機能しているのかということは、常に検証されなければならない。現時点では財源の確保や事業内容の制約等の問題もあり、早急な見直しは困難であるかも知れないが、当法人が、限られた人員及び予算の中で、本来の目的を追求し、職員の専門性を最大限に活かせるように、事業を重点化していくことを望む。また、当法人が、更に充実した事業展開を図ることを期待するものであるが、現在の経営指導等を行う場合はもちろん、将来構想としている営業者の経営再生支援を効果的・実効的に行うためには、県の経営支援課や(財)21あおもり産業総合支援センターなど、専門性を有する組織・団体との連携が必要であると考えます。

なお、内部監査については、平成17年度において、内部監査要綱を策定し、年2回の内部監査を実施しているとのことであり、評価したい。

4 当法人に対する提言

当法人が、限られた人員及び予算の中で、各種事業の効果的な実施を通じて生衛業の衛生水準の維

持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護という本来の目的を達成していくため、当委員会は次のとおり提言する。

(1) 組合加入率が低いという現状を踏まえた事業展開

当法人は、本県の営業者を幅広く対象とした事業展開を行う目的で設立されているが、組合離れが進み、各組合への加入率が低い現状においては、各組合を活用した事業展開では対象範囲が限られてくることも考えられるので、組合加入率の向上策に対する支援を行うと同時に、現状を踏まえた効果的かつ効率的な事業展開について検討する必要があること。

(2) 限られた人員及び予算における効果的な事業の実施

当法人の経営は、補助金等の収入の範囲内で行われており、国や県の予算に影響を受けやすく、事業内容に関する裁量の余地が少ないが、限られた人員及び予算の範囲内で効果的かつ効率的に事業を実施していくため、職員の専門性が最大限に発揮されているかということを含め、当法人の本来の目的の達成のために、それぞれの事業が効果的に機能しているかということについて検証し、可能な限り事業の重点化に努めていくこと。

(3) 専門性を有する組織・団体との連携

当法人は、営業者に対する経営指導等を通じ、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とした事業を行い、将来的には営業者の経営再生支援など更に充実した事業展開を目標としているが、そのためには、県の経営支援課や(財)21あおもり産業総合支援センターなど、専門性を有する組織・団体との連携が必要なこと。

最後に、当法人が、本来の目的を的確に押さえて、営業者の経営再生支援等、効果的な事業を実施し、そうした当法人の積極的な活動により、営業者の経営の健全化が図られ、その効果として、組合員が増え、かつまた、当法人の認知度が高まり、当法人の指導等が徹底していくという方向に進んでいくことを期待したい。